

高鍋町における入札参加者の指名停止措置情報

【公表様式】

事業者名及び所在地	指名停止措置の期間			指名停止措置の理由	該当事項
	期間	開始日	終了日		
株式会社 琴弾 高鍋町大字蚊口浦5622番地1	3月	令和8年7月8日	令和8年10月7日	平成30年2月23日に受注した「平成29年度高鍋町工業用地造成に伴う配水管工事」の施工不良に関する一連の行為に対し、指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（平成31年高鍋町訓令第15号）第15条（別表第2の7）に規定する指名停止事項である「町が発注した建設工事等において、契約等に違反（工事請負契約書等の契約書類（高鍋町工事請負契約約款、設計図書、仕様書等をいう。）の規定等に違反することをいう。）し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると町が認定した場合。ただし、当該違反の程度が軽微であると町が認めた場合を除く」に該当するため。 ●事由発生年月日 令和7年8月15日 令和7年8月28日 令和7年9月9日	要綱第15条に規定する別表第2の7
以下余白					